

第4章 施策の推進

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

1 未来を担う若者の育成と支援



STEP1

就学・就職
結婚

- (1) 勤労観・職業観の醸成
- (2) 学生・若者の就職支援
- (3) 結婚支援の推進

現状と課題

- ・子どもたちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成する体系的なキャリア教育をより一層充実する必要があります。
- ・進学や就職の際に県外に転出し、そのまま定着してしまう若者が多いことから、静岡とのつながりを作り、県内の企業情報や本県の魅力を継続的に発信していく必要があります。
- ・若者の意識や行動形態の多様化に伴い、家庭を築くこと等への意識が希薄化し、また、結婚を希望しながらもその希望がかなわない人が存在していることから、結婚を望む人がその希望をかなえることができるよう支援する必要があります。

目的

- ・子どもの多様な勤労観・職業観を育み、様々な分野で才能を伸ばす実践的な学問としての実学を推進するとともに、キャリア教育の充実を図ります。
- ・若者が働くことや結婚、家庭を持つことについて様々な夢を描き、その夢をかなえることができるよう支援します。

成果指標

指標	現状値	目標値
児童生徒の社会人・職業人としての自立に向け、勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合	小 97.5% 中 100% 高 97.3% 特 100% (H30 年度)	100%
「しずおかジョブステーション」登録者の進路決定率	42.2% (H30 年度)	42.2% (毎年度)
結婚支援施策に取り組む市町数	26 市町 (H30 年度)	全市町

1 未来を担う若者の育成と支援

(1) 勤労観・職業観の醸成

活動指標	現状値	目標値
インターンシップを実施した高等学校の割合	84.0% (H30年度)	100%

ア キャリア教育の充実

(文化・観光部 私学振興課／経済産業部 労働雇用政策課／教育委員会 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

仕事を学ぶ環境づくりを推進するため、各学校において、将来の職業を意識した実学を奨励するとともに、学校・地域・企業等と連携したキャリア教育の充実を図ります。

さらに、ものづくりの楽しさや技能の大切さへの理解を促進し、ものづくり意識の醸成を進めます。

具体的な取組

- ・産業界と連携した現場体験を重視した学習の支援
- ・各小・中学校のキャリア教育担当者を対象としたキャリア教育等についての研修会の開催
- ・就職未内定の生徒が多い高等学校への就職支援教員の配置
- ・高校生就職コーディネーターによる新規求人開拓
- ・専門学科・総合学科の高校生の活動成果を広める「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」の開催
- ・インターンシップ等のキャリア教育を実施する私立高等学校の運営の支援
- ・特別支援学校における個別の教育支援計画に基づいた系統的な指導と産業現場等における実習や職場見学の実施

1 未来を担う若者の育成と支援

(2) 学生・若者の就職支援

活動指標	現状値	目標値
「しずおか人材マッチングサポートデスク」の支援により採用につながった企業数	325 社 (H30 年度)	325 社 (毎年度)

ア 本県に就職し、活躍したいと思う若者の応援

(経済産業部 労働雇用政策課)

県内の大学・短期大学・専修学校・高等学校の新卒者等の県内への就職や、県外の大学生・専修学校生等のU I ターン就職を支援し、本県で活躍したいと思う若者を応援します。

具体的な取組

- ・「しずおかジョブステーション（県内3か所）」や「静岡U・Iターン就職サポートセンター（首都圏1か所）」による個別の就職相談や県内企業の紹介、就職応援セミナーなどの実施
- ・県外大学との就職支援協定の締結
- ・学生とインターンシップを実施する県内企業を結びつける機会の提供
- ・県内の企業情報や本県の暮らしやすさ、地域の魅力などの情報発信
- ・学生と県内企業が交流する機会の提供

1 未来を担う若者の育成と支援

(3) 結婚支援の推進

活動指標	現状値	目標値
県が情報発信した出会いの場への参加者数	1,490 人 (H30 年度)	2,000 人

ア 市町等と連携した結婚支援の推進

(健康福祉部 こども未来課)

結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築いていくことができるよう、市町や企業等と連携し、継続的、広域的に結婚を支援するための仕組みを構築します。

具体的な取組

- ・結婚支援ウェブサイト「ふじのくに出会いサポートナビ」において、若者の交流・出会いの機会を創出するイベントを情報発信
- ・市町と連携した結婚支援体制の強化を図るための会議の開催

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

2 子どもや母親の健康の保持・増進



STEP2

妊娠・出産

- (1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援
- (2) 子育て支援における医療との連携
- (3) 食育の推進

現状と課題

- ・核家族化や地域との関わりの希薄化等により、身近に支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親が多くなってきていることから、母子に対する支援が必要です。
- ・医療の進歩等により、早期発見・早期治療されれば回復が見込まれる疾病や予防できる疾病が増えていることから、適切な検査や治療につなぐ体制づくりが求められています。
- ・子ども一人で朝食を食べる割合は年度によりばらつきはみられるものの、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて高くなっていることから、教育委員会等と連携し、各年代に合わせた働きかけを行っていく必要があります。

目的

- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、出産・育児にかかる負担を軽減します。
- ・母子の健診体制や医療が必要な子どもへの支援体制を整備し、医療との連携強化に取り組みます。
- ・家族や仲間と食卓を囲んで食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の機会を増やします。

成果指標

指標	現状値	目標値
子育て世代包括支援センター設置数	35 箇所(27 市町) (H30 年度)	43 箇所(全市町)
4 歳以下の乳幼児 10 万人当たりの死亡数	48.5 人 (H30 年)	45 人以下 (毎年度)

2 子どもや母親の健康の保持・増進

(1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援

活動指標	現状値	目標値
母子保健研修の受講者数	485人 (H30年度)	500人 (毎年度)

ア 希望する妊娠・出産の実現に向けた支援

(健康福祉部 こども家庭課)

妊娠・出産の希望をかなえるため、若い世代に対する妊娠・出産に関する正しい知識の普及とともに、不妊症や不育症で悩む夫婦を支援します。

具体的な取組

- ・若い世代を対象にした健康教室や出前講座の実施
- ・性に関する相談に応じる「思春期健康相談」の実施
- ・不妊症、不育症の相談に応じる「不妊・不育専門相談」の実施
- ・不妊症や不育症の治療に要する医療費の助成

イ 妊産婦等が安心して出産・子育てできる環境づくりの推進

(健康福祉部 こども家庭課)

質の高い母子保健サービスを全県で展開するため、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する市町に対し必要な助言や調整を行うとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

また、慢性疾病児等に対する相談や療育支援の充実を図ります。

具体的な取組

- ・母子保健関係者の知識・技術の向上を図る研修会等の開催
- ・市町が行う乳幼児健康相談における療育指導の支援
- ・市町における妊娠・出産包括支援事業推進のための相談支援や広域調整等の実施
- ・慢性疾病児やその家族に対する相談支援や自立支援の実施
- ・18歳年度末までの子どもを対象としたこども医療費助成を実施する市町への助成

2 子どもや母親の健康の保持・増進

(2) 子育て支援における医療との連携

活動指標	現状値	目標値
周産期母子医療センター施設数	13 箇所 (R1 年度)	13 箇所
産婦健康診査受診率	—	100%
新生児聴覚スクリーニング検査受検率	93.7% (H30 年度)	100%

ア 安心して子どもを生き育てられる環境づくりの推進

(健康福祉部 地域医療課)

子育て期の親の不安を解消し、安心して子どもを生き育てられるよう、子どもの病気や怪我に対する支援体制の充実とともに、重症度に応じた小児救急医療体制の充実を図ります。

具体的な取組

- ・ 夜間・休日の子どもの急な病気や怪我などへの対応について電話で医師や看護師等に相談できる「静岡こども救急電話相談」の実施
- ・ 夜間・休日等の診療時間外において小児特有の疾患や症状の急激な変化に対応できる小児救急医療体制の確保
- ・ 重篤な小児救急患者に 24 時間体制で高度の医療を提供する小児救命救急センターの運営に対する助成

イ 母子の疾病や障害の早期発見・早期治療の推進

(健康福祉部 こども家庭課・障害福祉課・疾病対策課)

疾病等を早期に発見し、治療につなげるため、医療関係団体と連携しながら、母子保健に関する医療従事者等の意識の向上や最新の専門知識の普及を図るとともに、妊産婦や子どもが適時に適切な支援や医療を受けられるよう医療との連携強化に努めます。

具体的な取組

- ・ 産婦人科医療機関等における先天性代謝異常等検査や新生児聴覚スクリーニング検査の実施
- ・ 精密聴力検査機関や産婦人科医療機関、保育・教育機関等と連携し、難聴児やその保護者への相談や療育支援などを行う「乳幼児聴覚支援センター」の運営
- ・ 小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な医療移行を支援する「移行期医療支援センター」の運営
- ・ 産後うつ等の早期発見・早期治療の体制整備に向けた医療関係者との検討会の開催
- ・ 医療従事者等を対象にした母子の疾病や障害等に関する研修会の開催

2 子どもや母親の健康の保持・増進

(3) 食育の推進

活動指標	現状値	目標値
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合	幼児 38.1% 小6年 50.5% 中2年 46.2% 高2年 44.7% (R1年度)	幼児 50% 小6年 55% 中2年 50% 高2年 50%

ア 望ましい食生活・食べ方に関する知識の普及

(健康福祉部 健康増進課)

食を通して、心身の健康を保持し、生涯にわたっていきいきと暮らしていけるよう、子どもと親に対して望ましい食生活の実践に関する知識の普及を図ります。

具体的な取組

- ・朝食摂取やバランスの良い食事などの重要性についての情報発信
- ・自分自身の適正体重を知る機会の提供
- ・食育関連リーフレット等の活用

イ 食への関心と理解を求める機会の提供

(健康福祉部 健康増進課)

共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であることから、家庭における共食の機会を増やす取組を推進します。

具体的な取組

- ・「食育月間」(6月)及び「食育の日」「共食の日」(毎月19日)等を利用した啓発
- ・「学校給食週間」(1月)を活用した啓発
- ・心から「いただきます」「ごちそうさま」が言えることを目指す「ふじのくに食育宣言」の啓発
- ・幼児とその保護者、小学生、中学生を対象とした「食育教室」の開催
- ・栄養教諭・学校栄養職員及び食育指導者向けの研修会の実施